

令和元年 7 月 1 7 日

滋賀県医師会

## 風しんの追加的対策に係る手引き(第3版)について

標記について手引きが改正されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、それに関連して主な変更点の連絡が日本医師会から下記のとおりありましたので、手引き等ご確認の上よろしくお願い申し上げます。

### 【手引き】

1. 年度途中で集合契約に参加した実施機関における抗体検査および定期接種の実施可能日、請求可能時期(P8)

実施可能日:当該施設が委任状を提出した日以降であれば、クーポン券を活用した抗体検査および定期接種を実施できる。

請求可能時期:厚生労働省 HP に実施機関として掲載されたことを確認後、請求を行う。

2. 委任状に記載した内容に変更が生じた場合の情報更新(P8)

スムーズな請求・支払を可能とするため、医療機関コードまたは受託範囲等、届出内容に変更が生じた場合、以下の要領によりその旨を届け出る必要がある。

- (1)変更が生じた場合、医療機関は、随時、その旨を郡市区医師会等に連絡する。

※連絡方法は地域ごとの運用で構わない。

- (2)郡市区医師会、都道府県医師会等は、当該施設の情報を日本医師会に連絡する。

※連絡方法は、平成 31 年 4 月 4 日付け事務連絡によりご案内済み

3. 医療機関コードを有していない施設の集合契約の参加方法(P17)

- (1)老健施設や企業内医務室など、医療機関コードを有していない施設は、委任状の医療機関コード欄にその旨を明記した上で、とりまとめ団体に委任状を提出する。

- (2)郡市区医師会、都道府県医師会は、日本医師会に提出する実施機関一覧表の医療機関コード欄に「医療機関コードなし」と記載する。

- (3) 国保中央会によりコード採番後、所在地の国保連合会より当該施設に10桁コードの通知がなされる。
- (4) 当該施設より国保連合会に必要書類を提出することにより、本集合契約に係る請求・支払が可能となる。

#### 4. 風しんの抗体検査を行わない場合の受診票の取扱い(P21)

平成26年4月1日以降の抗体検査の結果、抗体陰性であることが確認できた場合又は何らかの事情により抗体検査を実施しない場合は、受診票の作成、送付は不要である。

#### 5. 集合契約における定期接種に使用するワクチン(P29)

集合契約においてはMRワクチンのみを使用する。また、風しん単独ワクチンを使用して定期接種を行う(行った)場合は、予め請求先市区町村に相談する。

#### 6. Q & A (P43～53)の修正、追加

前述の1～5に伴う修正およびQ4、Q5、Q6、Q14、Q19が追加された。

##### 【様式の修正】

以下のとおり各様式の修正が行われたが、既存の様式はそのまま使用していただいて構わないことは確認済みである。

##### (受診票・予診票)

- ・「クーポン券貼付」の文字及び枠線の色をグレーに修正  
(請求総括書・市区町村別請求書)
- ・「開設者氏名」→「代表者氏名」に修正

以上